

○全国大会等出場激励金交付要綱

平成22年3月3日

教委告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場する者に激励金を交付し、競技力の向上と本町のスポーツ振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。

- (1) 国民スポーツ大会
- (2) 日本選手権大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が開催する全国大会
- (4) 国際競技大会
- (5) その他公的機関等が主催する大会で木曽岬町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認めた大会

(交付対象)

第3条 全国大会等に出場する者のうち、交付の対象者は次のとおりとする。

- (1) 本町に住所を有する者で、小学生以上の者
- (2) 本町出身者で特に教育委員会が認める者

(交付要件)

第4条 激励金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人の場合 金 20,000円／1人
- (2) 団体の場合 金 100,000円／1団体

2 団体の場合にあつて5名以下の選手により出場する場合は、1人あたり2万円とする。

(適用除外)

第5条 前条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。

- (1) 予選、選考会等を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会等で、参加資格が特に限定される場合

2 個人が生涯にわたり複数回全国大会等に出場しようとする場合は、次のとおり年代ごとに範囲を設け、この範囲内において同一種目での交付を一回限りとする。ただし、異なる種目、競技に出場する場合はこの限りでない。

- (1) 小学生
 - (2) 中学生
 - (3) 高校生及びこれに準ずる年齢
 - (4) 大学生及びこれに準ずる年齢以上
- 3 団体が前項に定める年代の範囲内で複数回出場する場合、過去に交付を受けた個人を対象から除外し、第4条に定める金額を激励金として交付する。
- 4 その他教育委員会が適当と認めた場合は上記規定にかかわらず複数回交付することができる。

(支給の申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、全国大会等が開催される日の14日前までに、木曽岬町全国大会等出場激励金交付申請書(別記様式)に次の書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類
- (2) 予選、選考会等の経緯を記載した書類
- (3) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類

(支給の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときはその内容を審査し、この要綱に適合すると認めたときは、速やかに激励金を支給するものとする。

(返還)

第8条 激励金の支給を受けた者にエントリーの取消し等があった場合は、既に支給した激励金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第3号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年教委告示第10号)

この告示は、令和7年10月21日から施行する。